

京都市告示第 13 号

計量法第 21 条第 1 項の規定に基づき、質量計定期検査を行います。

平成 22 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

1 定期検査を行う区域

下京区、西京区、山科区、南区、左京区及び右京区

2 検査の対象者

ひょう量 5 t 以上の質量計を使用するもの

3 定期検査の実施の期日

平成 22 年 5 月 10 日から 5 月 12 日まで及び 5 月 17 日から 5 月 19 日まで

(計量検査所)